

佐賀県建設工事条件付一般競争入札実施要領（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(対象工事)</p> <p>第3条 条件付一般競争入札事前審査型（以下「事前審査型」という。）は、設計価格が次の各号に定める額の建設工事から地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定する総務大臣が定める額未満の建設工事について実施する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第1号及び第2号を除くその他の工事</u>にあつては設計価格が6千万円以上</p> <p>(入札参加資格確認申請等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する「公告に定める期間」は、公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる期間（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日及び8月13日から8月15日の期間（以下「休日」という。）を含まない。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(入札説明書に対する質問及び回答)</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第3条 条件付一般競争入札事前審査型（以下「事前審査型」という。）は、設計価格が次の各号に定める額の建設工事から地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定する総務大臣が定める額未満の建設工事について実施する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 専門工事（舗装及び法面工）</u>にあつては設計価格が2,500万円以上</p> <p><u>(4) 前各号を除くその他の工事</u>にあつては設計価格が6千万円以上</p> <p>(入札参加資格確認申請等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する「公告に定める期間」は、公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる期間（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日、<u>4月30日から5月2日</u>及び8月13日から8月15日の期間（以下「休日」という。）を含まない。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(入札説明書に対する質問及び回答)</p>

第 10 条 申請者又は届出者は、総合評価落札方式の入札の場合は、前条の規定により公表している情報の内容について、公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる日までに書面又は電子メールにより質問をすることができる。

(1) 事前審査型の場合

ア 予定価格が500万円未満の工事 6日間

イ 予定価格が500万円以上5千万円未満の工事 8日間

ウ 予定価格が5千万円以上の工事 10日間

(2) 事後審査型の場合

ア 予定価格が500万円未満の工事 5日間

イ 予定価格が500万円以上5千万円未満の工事 7日間

ウ 予定価格が5千万円以上の工事 10日間

2・3 略

第 10 条 申請者又は届出者は、総合評価落札方式の入札の場合は、前条の規定により公表している情報の内容について、公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる期間（休日を除く）までに書面又は電子メールにより質問をすることができる。

(1) 土木一式工事及び専門工事（建築物に係る設備工事を除く）の場合

ア 標準型、簡易型、技術提案チャレンジ型 入札開始日の7日前

イ 特別簡易型、自己採点型 入札開始日の4日前

(2) 建築一式工事及び専門工事（建築物に係る設備工事）の場合

ア 標準型 入札開始日の17日前

イ 特別簡易型、簡易型 入札開始日の12日前

ウ 自己採点型 入札開始日の7日前

2・3 略

附 則

(施工期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。